

管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係府省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
随時29-021	岡山県	「晴れの国おかやま」経済好循環モデル形成特区～総枠100haを上限とした戦略的産業用地の創出～	<p>○総枠100haを上限として、産業振興の観点から高いポテンシャルを有するIC周辺の農地規制を抜本的に緩和することにより、企業の生産性向上につながる産業用地をタイムリーかつ適切なペースで提供することのできる「企業が進出したくなる魅力的な操業環境」を実現する。</p> <p>○戦略的にIC周辺に産業集積を進め、高規格幹線道路等の道路のストック効果を最大限活用する土地利用を進めることにより、生活環境の改善や守るべき農地の保全につなげる。さらに、産業振興により得られた成果を農業振興にも還元する「経済の好循環モデルの形成」に取り組む。</p>	<p>①農用地区域からの除外 農業基盤整備事業の受益地は、国との協議・調整に多大な時間(3～5年)を要することが懸念される。</p> <p>②農地転用許可基準 ・原則不許可である「第1種農地」の転用許可基準が極めて限定的で、僅かな面積でも転用の見込みが立たず、地区計画制度や開発許可制度の運用を前提とした開発が到底困難</p> <p>③市街化区域への編入等 ・開発行為に加え、法手続に不測の日数(農林漁業との事前調整を含めると2～3年)を要することから、企業ニーズに応じたタイムリーな開発が行えない。</p>	<p>・農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項 ・農業振興地域の整備に関する法律施行令第9条 ・農地法第4条第1項及び第6項第1号、第5条第1項及び第2項第1号 ・農地法施行令第4条第1項第1号及び第2号ハ、第11条第1項第1号及び第2号ハ ・農地法施行規則第35条第4号 ・都市計画と農林漁業との調整措置について(平成14年11月1日14農振第1452号農林水産省農村振興局長通知)</p> <p>&lt;参考&gt; ・農業振興地域の整備に関する法律第10条第3項第2号 ・農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の3</p> <p>都市計画法第18条第1項及び第3項、第19条第3項</p>	<p>総枠100ha設定を上限としたIC周辺の産業用地の創出につき、 ○農用地区域からの除外に係る規制の緩和 ・農業生産基盤整備(面的・線的)の事業着手から完了までの間の農地について、公共投資の効果を大きく損なわない範囲で、受益地からの除外を可能とする。 ・かんがい排水などの線的整備が完了から8年未経過の受益地について、公共投資の効果を大きく損なわない範囲で、農用地区域から除外できるよう規制を緩和する。</p> <p>○第1種農地の転用許可基準の緩和(詳細は別紙) ・転用可能となる対象業種及びその区域の拡大 ・既存施設の拡張可能面積の拡大 ○農振除外や農地転用の手続の迅速化 農業生産基盤整備の①線的整備完了後8年未経過の受益地の農振除外や②線的整備及び8年経過後の面的整備受益地などの第1種農地を含む4ha超の農地転用に係る手続の迅速化を図るため、国・県・市町村の関係部局による速やかな協議・調整を実施するとともに、社会情勢の変化や地域の実情を踏まえた県・市町村の意向を最大限尊重した対応を行う。</p> <p>上記の農地法等の特例措置の適用とあわせて区域区分や地区計画等の都市計画決定を行う際、特区の区域計画の認定がある場合は、他の行政機関との協議を報告とするなど、都市計画法に基づく他の行政機関との調整等に係る法手続(協議や意見聴取など)の簡素化(詳細は別紙)</p>	国土交通省(旧建) 農林水産省	<p>(1)・農業生産基盤整備(面的・線的)の事業着手から完了までの間の農地について、公共投資の効果を大きく損なわない範囲で、受益地からの除外を可能とする。について</p> <p>農業生産基盤整備事業が完了するまでの間の農地については、創設する産業用地の位置、施設の規模等について、当該農業生産基盤整備事業の事業計画の内容との調整を行い、調整が整った土地を受益地から除外することが可能である。</p> <p>(2)・かんがい排水などの線的整備が完了から8年未経過の受益地について、公共投資の効果を大きく損なわない範囲で、農用地区域から除外できるよう規制を緩和する。 ・転用可能となる対象業種及びその区域の拡大 ・既存施設の拡張可能面積の拡大 について</p> <p>かんがい排水事業等の線的整備が完了してから8年未経過の受益地や、第1種農地であっても、地域の農業振興の方向性との調和を図りながら、農業上の土地利用調整が整った土地について、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律(昭和46年法律第112号)又は地域未来投資促進法(平成19年法律第40号)を活用することにより、転用目的に係る業種の限定なく、農用地区域からの除外や転用許可が可能となっている。いずれにしても、具体的な計画を基に、市町村等の関係機関と調整を進めていくことが重要であると考えており、国としても御相談に応じてまいりたい。</p> <p>(3)農業生産基盤整備の①線的整備完了後8年未経過の受益地の農振除外や②線的整備及び8年経過後の面的整備受益地などの第1種農地を含む4ha超の農地転用に係る手続の迅速化を図るため、国・県・市町村の関係部局による速やかな協議・調整を実施するとともに、社会情勢の変化や地域の実情を踏まえた県・市町村の意向を最大限尊重した対応を行う。について</p> <p>4ha超の農地転用については、関係機関における調整を迅速に進める上で、国としても、円滑な調整が進められるよう、国、県、市町村の関係部局が一堂に会して調整する場を設けるなど、手続の迅速化に向けて適切に対応してまいりたい。</p> <p>なお、農用地区域からの土地の除外については、市町村が県の同意を受けて行うものであり、国との協議・調整手続はない。</p> <p>また、都市計画法関係に対するご提案の内容は、国家戦略特別区域会議が「国家戦略特別区域法第8条第2項第2号に規定する特定事業として国家戦略都市計画建築物等整備事業を区域計画に定めることにより実現する」と考えられる。</p>	<p>本提案は、過去の他自治体における特区申請等に対する各府省庁からの回答内容を踏まえ、IC周辺の総枠100ha(本県の農用地区域内農地の0.17%)を上限に、国の農地規制・関与のあり方の検証フィールド創設を提案させていただいているものであり、農業振興と産業振興の経済好循環モデルの形成をめざす地方創生の取組支援の観点から、再考をお願いしたい。</p> <p>なお、ご回答にあった農村産業法については旧岡山市・旧倉敷市は人口要件で、地域未来投資促進法については都市計画法における配慮規定要件(例えば、市街化調整区域内の通常の物流施設の建設は認められない)で活用できないなど、全てのケースには対応できない。</p> <p>また、本提案がめざす産業用地をタイムリーかつ適切なペースで提供することができる操業環境の実現には、企業の進出意思決定が1年以内であるのに対し、法に基づく計画策定に、農振除外に係る事前協議等を含め3年程度を要するケースがあるなどスケジュールが合わず、時間的制約の面で、その活用が困難である。</p>	国土交通省 農林水産省	<p>土地改良事業が行われた土地については、国民の税金を使って農業のための公共投資を行った以上、一定の期間、公共投資により得られる効用の確保を図る必要があり、事業実施後8年間は農用地区域から除外できないこととしている。</p> <p>このため、御提案のように、IC周辺の一定の土地において、無条件に農用地区域からの除外を認めることは、優良農地の確保及び適切な公共投資の観点から適当ではない。</p> <p>一方で、地域への企業誘致の円滑化による地方創生と優良農地の確保という双方の要請を両立させる観点から、農村産業法や地域未来投資促進法において、農業上の土地利用との調整が整った土地については、農用地区域からの除外を可能としているところ。</p> <p>ただし、これらの場合であっても、農村産業法においては、人口が少なく就業機会に恵まれない農村地域における就業の場を確保する観点から人口要件を設けている。また、地域未来投資促進法では、市街化調整区域において市街化を促進する施設等の新たな立地を誘発させない観点から整備可能な施設の要件を設けている。このように、それぞれの法の観点から、一定の要件を設けていることをご理解いただきたい。</p> <p>また、御提案のように、IC周辺の一定の土地を無条件に農用地区域から除外し開発するのであれば、農業上の土地利用との調整を図った上で、都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく市街化区域への編入により計画的な土地利用によるまちづくりを行うことが適当と考える。</p> <p>なお、農振除外に係る農業振興地域整備計画の変更手続の期間については、事前協議等を含め、全国平均として6ヶ月程度要しており、国としても、「農業振興地域整備計画の変更に係る事務手続等の迅速化について」(平成30年3月30日付29農振第2589号農村振興局長通知)を通知として発出し、手続の迅速化を図っているところ。</p>